

○所沢市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成25年2月21日

改正 平成25年6月27日

平成26年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨にのっとり、所沢市立小中学校に就学し、又は通級する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(平25年6月27日・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により設置された特別支援学級及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により障害に応じた特別の指導を受ける者のための教育課程(以下「通級指導教室」という。)をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 前年12月末日の生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「保護基準」という。)の例により測定した世帯の需要の額をいう。

(平26年3月31日・一部改正)

(支給対象者)

第3条 特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給対象者は、所沢市立小中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は所沢市立小中学校の特別支援学級等に就学し、若しくは通級する児童生徒の保護者とする。ただし、病弱・身体虚弱特別支援学級に入級する児童生徒については、在籍する期間中に市内に住所を有する児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認める者については、これを対象者とすることができる。

(平25年6月27日・平26年3月31日・一部改正)

(支給区分)

第4条 前条の対象者は、その経済的な負担能力の程度に応じて、次に掲げるものに区分する。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の者。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者（以下「要保護者」という。）及び所沢市就学援助実施要綱（平成22年4月1日施行）第3条に定める者（以下「準要保護者」という。）を除く。

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(3) 要保護者及び準要保護者

（平25年6月27日・一部改正）

（支給費目等）

第5条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるものとする。

(1) 学校給食費

(2) 通学費

(3) 職場実習交通費

(4) 交流及び共同学習費

(5) 修学旅行費

(6) 校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）

(7) 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）

(8) 学用品・通学用品購入費

(9) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

2 第3条の対象者については、前項各号に掲げる費目を支給する。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める費目を支給する。

(1) 前条第2号に該当する者 前項第2号から第4号までの費目のうち、交通費に係る部分

(2) 前条第3号に該当する者 前項第2号から第4号までの費目

3 前項の規定にかかわらず、通級指導教室に通級する児童生徒の保護者については、第1項第2号の費目を支給する。

（平25年6月27日・一部改正）

（支給額）

第6条 前条第1項各号に掲げる費目に係る支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）限度額に準じ、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

（平25年6月27日・一部改正）

（収入額・需要額調書の提出）

第7条 第3条の対象者は、収入額・需要額調書（以下「調書」という。）を就学し、又は通級する学校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。ただし、通級指導教室に通級する児童生徒の保護者のうち、その通学に係る特別の交通費を要しない者について

ては、この限りでない。

(平25年6月27日・一部改正)

(支給区分の決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定により提出された調書について審査を行って支給区分を決定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

2 前項に規定する支給区分の決定の日(以下「決定日」という。)は、調書を就学又は通級を開始した日の属する月から2箇月後の月の末日までに提出した場合は就学又は通級を開始した日とし、当該期日後に提出した場合は調書を提出した日の属する月の初日とする。

(平25年6月27日・平26年3月31日・一部改正)

(支給方法及び支給期間)

第9条 就学奨励費は、保護者が受領の権限を校長に委任する場合を除き、保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支給する。

2 就学奨励費の支給期間は、決定日から当該年度の末日までとする。ただし、転学等により第3条の対象者に該当しなくなったとき、又は保護者が受給を辞退したときは、当該月をもって支給を終了する。

(決定の取消し)

第10条 教育委員会は、対象者が虚偽の申請等不正な手段により就学奨励費を受給した場合は、その決定を取り消し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平26年3月31日・旧附則・一部改正)

(需要額の特例)

2 当分の間、第2条第4号(保護基準別表第9を除く。)の規定の適用については、同号中「前年12月末日」とあるのは、「平成24年12月末日」とする。

(平26年3月31日・追加)

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後の所沢市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。